

輪島支店新築記念定期預金

平成29年 **11月27日** 月

新築オープン



興能信用金庫「輪島支店」の移転リニューアルオープンを記念した特別金利の定期預金です。

お取扱期間 平成29年 **11月27日** 月 ~ 平成30年 **1月31日** 水

●スーパー定期 10万円以上500万円以内

適用金利

新規でのお預入れのみとさせていただきます

平成29年10月2日現在

店頭表示金利
年**0.10**% 年0.020%の**5倍!!**

〈ご参考〉平成29年10月2日現在〈このう〉1年もの「スーパー定期300万円未満」の店頭表示金利年0.020%の5倍とします。年0.10% (税引後年0.07968%)

募集総額
40億円

●但し、募集総額に達し次第期間内であっても終了とさせていただきます。

このう2017年度店舗リニューアルのご案内

当金庫は2017年度の店舗戦略として「移転・新築」「移動店舗導入」「店舗統合」などから更なる金融サービスの向上と新たな飛躍をめざし取組んでいます。

新築移転

輪島支店

平成29年11月27日(月)オープン

金沢支店

平成29年3月21日(火)オープン

移動店舗車

愛称 **このう「くりん」**



統廃合

金沢駅西支店

平成29年10月6日(金)終了

金沢支店

平成29年10月10日(火)統合

七尾南支店

平成29年11月17日(金)終了

七尾支店

平成29年11月20日(月)統合

鶴川支店

平成30年1月12日(金)終了

本店

平成30年1月15日(月)統合

正院支店

平成30年3月2日(金)終了

珠洲支店

平成30年3月5日(月)統合

※詳しくは本支店窓口でご相談ください。

このう 輪島支店新築記念定期預金

商品概要

平成29年10月2日 現在

商品名（愛称）	●輪島支店新築記念定期預金
ご利用いただける方	●個人ならびに法人の方を対象とさせていただきます。
預金の種類	●1年もの「スーパー定期」 ●定形方式／1年、自動継続式とします。
取扱期間	●平成29年11月27日(月)から平成30年1月31日(水)まで。但し、期間内であっても募集総額に達した場合は終了させていただきます。
募集総額	●40億円
預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	●一括預入 新規でのお預入れのみとさせていただきます。 ●10万円以上500万円以内 ただし、1ご契約者様500万円を限度といたします。 ●1円単位
払戻方法	●満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	●固定金利 年0.10% (税引後年0.07968%) 平成29年10月2日現在(このう)1年もの「スーパー定期300万円未満」の店頭表示金利年0.020%の5倍とします。 ※満期後の自動継続における適用金利は、継続時の店頭表示金利といたします。 ●満期日以降に一括して払戻します。 ●記載の税引後の利率は、復興特別所得税を付加した20.315%の税金が差し引かれた利率であり、小数点第5位以下を切り捨てて表示しています。 お預入日から解約日までの日数について、付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算といたします。
税金	●平成25年1月1日～平成49年12月31日までに受け取る預金お利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315%の税金がかかります。(マル優をご利用の場合は除きます)
付加できる特約事項	●個人の方に限り「総合口座通帳」でのお預入れが可能で担保預金とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%上乗せした利率) ●マル優の取扱いができます。
中途解約の取扱	●この預金は原則として中途解約できません。やむをえず中途解約する場合には、お預入日から解約日の前日までの日数及び解約日における普通預金利率により計算したお利息とともにお支払いします。
説明書の入手方法	●店頭の説明書をご用意している他、インターネット上のホームページをご覧ください。
金利情報の入手方法	●金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、インターネット上のホームページまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置	●苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日にお取引のある営業店またはリスク管理部(9:00～17:00、電話:0768-62-8207)にお申し出ください。
紛争解決措置	●紛争解決措置 金沢弁護士会(電話:076-221-0242)、福井弁護士会(電話:0776-23-5255)、富山県弁護士会(電話:076-421-4811)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、リスク管理部または全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話03-3517-5825)へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
その他参考となる事項	●ATMでのお取引はできません。 ●満期日以降の利息は、解約日又は、書替日における普通預金利率により計算します。 ●預金保険制度の対象預金として、元本1,000万円までとその利息が保護されます。(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとそのお利息が保護されます。) ●詳しくは店頭窓口へご照会ください。